

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
エ 船舶等の一斉取締の実施 前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。 オ 研究会の実施 危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。 カ 防災訓練の実施 大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。 第 5 章 消防・医療体制の充実 第 1 8 節 消防体制の充実強化 大規模災害発生直後は、火災・救助・救急事案等各種災害の同時多発が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。 そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。 一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。 1 8－1 消防庁舎の耐震化の推進 消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。 1 8－2 消防活動体制の整備 地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。 （1）情報収集・伝達体制の強化 消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ANS I N」の機能強化を図る。 （2）初期消火体制の充実 自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。 （3）救助・救急体制の充実 大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。 また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。 （4）震災対策消防計画の充実 大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。 （5）大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化 消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的の実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。	エ 船舶等の一斉取締の実施 前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。 オ 研究会の実施 危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。 カ 防災訓練の実施 大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。 第 5 章 消防・医療体制の充実 第 1 8 節 消防体制の充実強化 大規模災害発生直後は、火災・救助・救急事案等各種災害の同時多発が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。 そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。 一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。 1 8－1 消防庁舎の耐震化の推進 消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。 1 8－2 消防活動体制の整備 地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。 （1）情報収集・伝達体制の強化 消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ANS I N」の機能強化を図る。 （2）初期消火体制の充実 自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。 （3）救助・救急体制の充実 大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。 また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。 （4）震災対策消防計画の充実 大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。 （5）大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化 消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的の実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（６）関係機関との相互連携 災害時に、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するため、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図れるよう努める。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図れるよう努める。 １８－３ 消防水利の確保 震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。 （１）指定水利の確保 大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、都市開発整備などに伴う増設に努める。 （２）遠距離大量送水システムの整備 海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を１km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。 １８－４ 広域消防応援に係る受援体制の確立 地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。 １８－５ 警防訓練等の実施 地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。 １８－６ 地域との連携強化と自主救護能力の向上 震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。 （１）自主防災組織 大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。 （２）事業所の自衛消防組織 自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。 （３）女性防火クラブ 平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。 （４）応急手当の普及啓発の推進 震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。 １８－７ 防災関係機関等との連携強化 円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。	（６）関係機関との相互連携 災害時に、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するため、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図れるよう努める。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図れるよう努める。 １８－３ 消防水利の確保 震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。 （１）指定水利の確保 大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、都市開発整備などに伴う増設に努める。 （２）遠距離大量送水システムの整備 海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を１km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。 １８－４ 広域消防応援に係る受援体制の確立 地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。 １８－５ 警防訓練等の実施 地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。 １８－６ 地域との連携強化と自主救護能力の向上 震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。 （１）自主防災組織 大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。 （２）事業所の自衛消防組織 自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。 （３）女性防火クラブ 平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。 （４）応急手当の普及啓発の推進 震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。 １８－７ 防災関係機関等との連携強化 円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。	警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。
第１９節 医療体制の整備	第１９節 医療体制の整備
健康局は、平常時から関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。 その際、大阪府、大阪府医師会などとの連携を十分に図るとともに、各区においても地域の自主防災組織などとの連携を強化することにより、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。	健康局は、平常時から関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。 その際、大阪府、大阪府医師会などとの連携を十分に図るとともに、各区においても地域の自主防災組織などとの連携を強化することにより、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。
１９－１ 医療機関の状況把握	１９－１ 医療機関の状況把握
災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、健康局は広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）などを通じて医療機関の状況を把握し、災害対策本部に報告できるよう、大阪府等と連携し、情報収集体制の充実を図る。	災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、健康局は広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）などを通じて医療機関の状況を把握し、災害対策本部に報告できるよう、大阪府等と連携し、情報収集体制の充実を図る。
１９－２ 医薬品・医療資器材の確保	１９－２ 医薬品・医療資器材の確保
災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。 備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。 また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタグについても消防局および災害拠点病院は整備を図る。	災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。 備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。 また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタグについても消防局および災害拠点病院は整備を図る。
（１）災害医療機関における病院備蓄 各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。 （２）卸業者及び製造業者等による流通備蓄 ア 病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。 イ 医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。	（１）災害医療機関における病院備蓄 各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。 （２）卸業者及び製造業者等による流通備蓄 ア 病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。 イ 医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。
１９－３ 初期医療救護活動体制の整備	１９－３ 初期医療救護活動体制の整備
災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。 （１）通信手段の整備 災害時における保健医療調整本部と区本部（区保健福祉センター）との調整及び指示等を的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部（保健医療調整本部と区役所（区保健福祉センター））や関係機関との間の通信手段を確保する。 （２）保健医療調整本部の準備活動 保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させるため、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておく。 また、保健医療調整本部の構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。 （３）区医師会との協力体制の整備 区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得る	災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。 （１）通信手段の整備 災害時における保健医療調整本部と区本部（区保健福祉センター）との調整及び指示等を的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部（保健医療調整本部と区役所（区保健福祉センター））や関係機関との間の通信手段を確保する。 （２）保健医療調整本部の準備活動 保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させるため、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておく。 また、保健医療調整本部の構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。 （３）区医師会との協力体制の整備 区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得る

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
ため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。 １９－４ 後方医療体制の整備 市立総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院等の災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター（十三市民病院）、災害医療協力病院）において、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。 災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。 １９－５ 大阪府医師会の対応 大阪府医師会においては、次の体制を整備する。 （１）大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討 （２）応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備 （３）関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備 （４）医療救護対策本部の設置 ・災害対策本部における医療担当責任者の配置 （５）医療救護体制の確立 ・医療救護班の整備 ・地域医療機関による医療活動の実施 医療救護班の編成・派遣 １９－６ 市民等における事前の対応 災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。 ・常備医薬品及び医療資器材の備蓄 ・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持 ・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など 第６章 社会基盤施設の防災性向上対策 第２０節 市設建築物の防災性向上対策 阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。 公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。 ２０－１ 市設建築物の防災性向上対策 施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。	ため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。 １９－４ 後方医療体制の整備 市立総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院等の災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター（十三市民病院）、災害医療協力病院）において、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。 災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。 １９－５ 大阪府医師会の対応 大阪府医師会においては、次の体制を整備する。 （１）大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討 （２）応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備 （３）関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備 （４）医療救護対策本部の設置 ・災害対策本部における医療担当責任者の配置 （５）医療救護体制の確立 ・医療救護班の整備 ・地域医療機関による医療活動の実施 医療救護班の編成・派遣 １９－６ 市民等における事前の対応 災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。 ・常備医薬品及び医療資器材の備蓄 ・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持 ・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など 第６章 社会基盤施設の防災性向上対策 第２０節 市設建築物の防災性向上対策 阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。 公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。 ２０－１ 市設建築物の防災性向上対策 施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を講じる。改修にあたっては、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。 災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。 市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。 また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。 さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講じる。 長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。 なお、施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。	また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を講じる。改修にあたっては、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。 災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。 市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。 また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。 さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講じる。 長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。 なお、施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。
第２１節　公共土木施設の防災性向上対策等	第２１節　公共土木施設の防災性向上対策等
災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。 災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等を図る。 なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。 また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。 各施設管理者は上記の基本時考え方に基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。	災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。 災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等を図る。 なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。 また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。 各施設管理者は上記の基本時考え方に基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。
※具体計画は資料編参照 資料編/１７その他/ 2. 道路・棟梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策 11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策	※具体計画は資料編参照 資料編/１７その他/ 2. 道路・棟梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策 11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策
第２２節　港湾等における防災対策	第２２節　港湾等における防災対策
大阪港湾局及び水防関係機関は、津波、台風来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防災施設の操作を的確に行う。 なお、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで２つのレベルの津波に分けて対策を講じる。	大阪港湾局及び水防関係機関は、津波、台風来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防災施設の操作を的確に行う。 なお、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで２つのレベルの津波に分けて対策を講じる。
２２－１　津波に対する基本方針	２２－１　津波に対する基本方針
（１）レベル１の津波※に対して 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。 ※百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	（１）レベル１の津波※に対して 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。 ※百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（２）レベル２の津波※に対して 住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。 ※千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル１＋αのハード対策に取り組む。 また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。 また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。	（２）レベル２の津波※に対して 住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。 ※千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル１＋αのハード対策に取り組む。 また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。 また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。
２２－２　防潮扉・水門等の防災施設の操作 大阪市湾岸部への津波、台風来襲に備え、水門等の防災施設の操作体制の強化を図る。 （１）水門等の防災施設操作マニュアルの作成と習熟 水門等の防災施設を操作する機関(大阪港湾局及び水防関係機関)は、大阪市湾岸への津波、台風来襲に備え、津波到達又は高潮発生予想時間までに安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の防災施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。 防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努める。 なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間又は高潮発生予想時間までに現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。 また危機管理監は、勤務時間外における大阪港湾局所管の市域防災施設の操作に当る防潮扉閉鎖要員を次のとおり任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。 ○大津波警報・津波警報発表時：　防潮扉閉鎖要員、水防関係機関 ○津波注意報発表時：　大阪港湾部、水防関係機関 ○高潮警報・注意報：　大阪港湾部、水防関係機関 （２）施設の閉鎖確認体制の確立 津波の到達又は高潮発生までに水門等の防災施設の操作の完了を確認できるようにするため、防災施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。 また、閉鎖状況について、防災施設が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。 （３）防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化 防潮扉の敷居高さがレベル１津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施している。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。	２２－２　防潮扉・水門等の防災施設の操作 大阪市湾岸部への津波、台風来襲に備え、水門等の防災施設の操作体制の強化を図る。 （１）水門等の防災施設操作マニュアルの作成と習熟 水門等の防災施設を操作する機関(大阪港湾局及び水防関係機関)は、大阪市湾岸への津波、台風来襲に備え、津波到達又は高潮発生予想時間までに安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の防災施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。 防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努める。 なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間又は高潮発生予想時間までに現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。 また危機管理監は、勤務時間外における大阪港湾局所管の市域防災施設の操作に当る防潮扉閉鎖要員を次のとおり任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。 ○大津波警報・津波警報発表時：　防潮扉閉鎖要員、水防関係機関 ○津波注意報発表時：　大阪港湾部、水防関係機関 ○高潮特別警報・高潮警報・注意報：　大阪港湾部、水防関係機関 （２）施設の閉鎖確認体制の確立 津波の到達又は高潮発生までに水門等の防災施設の操作の完了を確認できるようにするため、防災施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。 また、閉鎖状況について、防災施設が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。 （３）防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化 防潮扉の敷居高さがレベル１津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施している。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。
２２－３　防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底 水門等の防災施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風来襲時に防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。 （１）水門等の防災施設の維持管理	２２－３　防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底 水門等の防災施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風来襲時に防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。 （１）水門等の防災施設の維持管理

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
水門等の防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波、高潮発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。 （２）民間の防潮扉管理者への指導 民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。 （３）注意看板の整備 大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。 なお、注意看板は、注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 ２２－４ 在港船舶の防災体制 （１）津波対策 東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を大阪港湾局で行っている。 なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行われた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。 （２）台風時の対策 台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。 ※「大阪港海難防止対策委員会」 阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。 ２２－５ 木材対策 貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、大阪港木材対策協議会※を活用して、台風期に備えた次の自主的対策及び相互調整を行う。 ※「大阪港木材対策協議会」 官公庁側メンバー 大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部） 大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局） 民間業界側メンバー 大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会） ア 三十間堀川にけい留中の木材を７月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10 月初旬頃まで引き続きけい留させないこととする。 イ 住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材は、阪神港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、又は独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合又はその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、３時間以内に木材の撤去を完了することとしており木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。 ２２－６ 大阪港自然災害対策アクションプラン 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せた「大阪港自然災害対策アクションプラン」※として充実し、達成度評価、及びアクション項目の見直しを継続的に行い、実効性の高い自然災害対策を推進する。 なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。	水門等の防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波、高潮発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。 （２）民間の防潮扉管理者への指導 民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。 （３）注意看板の整備 大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。 なお、注意看板は、注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 ２２－４ 在港船舶の防災体制 （１）津波対策 東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を大阪港湾局で行っている。 なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行われた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。 （２）台風時の対策 台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。 ※「大阪港海難防止対策委員会」 阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。 ２２－５ 木材対策 貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、大阪港木材対策協議会※を活用して、台風期に備えた次の自主的対策及び相互調整を行う。 ※「大阪港木材対策協議会」 官公庁側メンバー 大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部） 大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局） 民間業界側メンバー 大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会） ア 三十間堀川にけい留中の木材を７月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10 月初旬頃まで引き続きけい留させないこととする。 イ 住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材は、阪神港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、又は独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合又はその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、３時間以内に木材の撤去を完了することとしており木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。 ２２－６ 大阪港自然災害対策アクションプラン 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せた「大阪港自然災害対策アクションプラン」※として充実し、達成度評価、及びアクション項目の見直しを継続的に行い、実効性の高い自然災害対策を推進する。 なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
※「大阪港自然災害対策アクションプラン」 東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波による防災・減災対策に台風対策を併せた大阪港の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を示している。 また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。	※「大阪港自然災害対策アクションプラン」 東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波による防災・減災対策に台風対策を併せた大阪港の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を示している。 また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。
第 2 3 節 ライフライン施設の防災性向上対策	第 2 3 節 ライフライン施設の防災性向上対策
ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。災害によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。 したがって、各ライフライン施設が災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努める。 また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。 ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方にに基づき、各施設の災害予防対及び応急対策の計画を定める。 詳細は資料編を参照。 資料編/ 1 7 その他/ 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策 7. 電気施設の耐震化及び応急対策 8. ガス施設の耐震化及び応急対策 9. 電話施設の耐震化及び応急対策 10. 放送施設の耐震化及び応急対策	ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。災害によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。 したがって、各ライフライン施設が災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努める。 また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。 ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方にに基づき、各施設の災害予防対及び応急対策の計画を定める。 詳細は資料編を参照。 資料編/ 1 7 その他/ 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策 7. 電気施設の耐震化及び応急対策 8. ガス施設の耐震化及び応急対策 9. 電話施設の耐震化及び応急対策 10. 放送施設の耐震化及び応急対策
第 2 4 節 教育施設の防災性向上対策	第 2 4 節 教育施設の防災性向上対策
2 4 － 1 教育施設の防災性向上対策	2 4 － 1 教育施設の防災性向上対策
施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。	施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。
第 2 5 節 その他の施設の防災性向上対策	第 2 5 節 その他の施設の防災性向上対策
2 5 － 1 地下街・高層建築物等の防災性向上対策	2 5 － 1 地下街・高層建築物等の防災性向上対策
地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み対策を行う。	地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み対策を行う。
（1）地下街、高層建築物等災害予防対策 ア 計画段階での指導	（1）地下街、高層建築物等災害予防対策 ア 計画段階での指導

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。 イ 予防査察 消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。 ウ 防火・防災管理体制の確立、充実 消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。 エ 施設、設備等の維持管理 設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。 オ 自衛消防体制の確立、充実 自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。 カ 事前調査 施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対策に活かすものとする。 キ 屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進 高層建築物等にあっては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。 （ア）軒高45mを超え100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場又は緊急救助用スペース） （イ）軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場） （ウ）高度医療施設（緊急離着陸場）	「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。 イ 予防査察 消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。 ウ 防火・防災管理体制の確立、充実 消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。 エ 施設、設備等の維持管理 設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。 オ 自衛消防体制の確立、充実 自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。 カ 事前調査 施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対策に活かすものとする。 キ 屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進 高層建築物等にあっては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。 （ア）軒高45mを超え100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場又は緊急救助用スペース） （イ）軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場） （ウ）高度医療施設（緊急離着陸場）
第 7 章 市街地の防災性向上対策	第 7 章 市街地の防災性向上対策
第 2 6 節 市街地の震災対策の推進	第 2 6 節 市街地の震災対策の推進
わが国においては、阪神・淡路大震災（平成 7 年）以降も、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）といった最大震度 7 クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度 6 弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。 本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。 「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえたうえで、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。 それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、市街地の不燃化や避難経路を確保するとともに、地震被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格の形成市域全体の防災性の向上を図るものとする。 なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。	わが国においては、阪神・淡路大震災（平成 7 年）以降も、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）といった最大震度 7 クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度 6 弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。 本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。 「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえたうえで、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。 それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、市街地の不燃化や避難経路を確保するとともに、地震被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格の形成市域全体の防災性の向上を図るものとする。 なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たな防災空間の整備」）を推進していく。 さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて特定空き家等の所有者等を調査し、当該所有者等に助言や指導等を行うことにより是正を促し、倒壊等の二次災害の防止に努める。	また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たな防災空間の整備」）を推進していく。 さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて特定空き家等の所有者等を調査し、当該所有者等に助言や指導等を行うことにより是正を促し、倒壊等の二次災害の防止に努める。
２６－１　密集住宅市街地の防災性向上の推進	２６－１　密集住宅市街地の防災性向上の推進
市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはＪＲ大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけられている。 地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。 本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム」（令和3年3月策定）に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」（約3,800ha）において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。	市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはＪＲ大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけられている。 地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。 本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム」（令和3年3月策定）に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」（約3,800ha）において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。
２６－２　市街地整備の推進	２６－２　市街地整備の推進
施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。	施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。
２６－３　防災空間の整備・拡大	２６－３　防災空間の整備・拡大
公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。 （１）都市公園の整備 都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。 （２）港湾緑地の整備 災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。 （３）道路の整備 道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。 （４）水辺整備 河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。	公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。 （１）都市公園の整備 都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。 （２）港湾緑地の整備 災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。 （３）道路の整備 道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。 （４）水辺整備 河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（５）墓園の整備 墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。 （６）農地の保全 市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。 経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。 ２６－４　新たな防災空間の整備 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることとも期待される。防災機能の付加・充実に考慮した整備に努めることとする。 港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実に図る。 第２７節　市街地の浸水防止対策の推進 ２７－１　河川施設等の整備 洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。 （１）国土交通省管理河川 淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。 大和川では、流域全体の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備などの対策を行う。 また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。 （２）大阪府管理河川 長期的目標として、１時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。 今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を１時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも１時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。 （３）大阪市管理河川 住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする知事より委任された河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。 ２７－２　下水道施設の整備	（５）墓園の整備 墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。 （６）農地の保全 市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。 経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。 ２６－４　新たな防災空間の整備 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることとも期待される。防災機能の付加・充実に考慮した整備に努めることとする。 港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実に図る。 第２７節　市街地の浸水防止対策の推進 ２７－１　河川施設等の整備 洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。 （１）国土交通省管理河川 淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。 大和川では、流域全体の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備などの対策を行う。 また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。 （２）大阪府管理河川 長期的目標として、１時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。 今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を１時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも１時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。 （３）大阪市管理河川 住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする知事より委任された河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。 ２７－２　下水道施設の整備

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
本市は、市街地の９割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。 資料編／17 その他／8. 下水道施設の整備 のとおり 2 7－3 都市施設や避難所等の浸水予防対策 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 （１）防災活動拠点となる施設の浸水対策 水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備（電源設備、通信設備等）の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。 さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。 （２）災害時避難所の浸水対策 災害時避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がでないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。 （３）病院等の浸水対策 浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないよう、電源設備や医療機器等の医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。 さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導体制及び手順の明確化に努める。 （４）主要幹線道路の浸水対策 ア アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水ポンプの整備・拡充 主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポプ等の整備・拡充に努める。 イ 水災時の緊急交通路の確保 水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。 （５）鉄道の地下施設への浸水対策 鉄道の地下施設への浸水を防止するため、必要な個所には、防水堰又は止水扉、ずい道内止水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。 また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。 2 7－4 地盤沈下対策 環境局は、土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。 また、地盤沈下調査のための一級水準測量を数年ごとに実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。 第 2 8 節 民間建築物の防災性向上対策 市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。 阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画^{*1}によ	本市は、市街地の９割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。 資料編／17 その他／8. 下水道施設の整備 のとおり 2 7－3 都市施設や避難所等の浸水予防対策 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 （１）防災活動拠点となる施設の浸水対策 水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備（電源設備、通信設備等）の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。 さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。 （２）災害時避難所の浸水対策 災害時避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がでないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。 （３）病院等の浸水対策 浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないよう、電源設備や医療機器等の医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。 さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導体制及び手順の明確化に努める。 （４）主要幹線道路の浸水対策 ア アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水ポンプの整備・拡充 主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポプ等の整備・拡充に努める。 イ 水災時の緊急交通路の確保 水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。 （５）鉄道の地下施設への浸水対策 鉄道の地下施設への浸水を防止するため、必要な個所には、防水堰又は止水扉、ずい道内止水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。 また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。 2 7－4 地盤沈下対策 環境局は、土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「<u>帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取の許可手続等に関する要綱</u>」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。 また、地盤沈下調査のための一級水準測量を数年ごとに実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。 第 2 8 節 民間建築物の防災性向上対策 市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。 阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物に

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
り、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。 また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。 さらに、防災性の向上に係る一定の基準を満たす災害に強い良質な民間マンションの誘導を図る※³。 ※１ 「大阪市耐震改修促進計画」 南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和７年までに民間住宅の耐震化率を95％及び多数の者が利用する民間建築物※²で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。 ※2 「多数の者が利用する民間建築物」 耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。 ※3 大阪市防災力強化マンション認定制度 2 8－１ 耐震化の促進に向けた取り組み 都市整備局は、建築物の耐震化に向けた支援として以下の取り組みを進める。ただし、（３）については、経済戦略局において、取り組みを進める。 （１）木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施により、耐震化を促進。 （２）木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。 （３）中小企業向け各種制度融資の活用。 （４）耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。 ※「要緊急安全確認大規模建築物」 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。 （５）耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物※）について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。 ※「要安全確認計画記載建築物」 大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線（大阪市内9路線 約48km）の沿道にある建築物。昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。 2 8－２ 建築物の不燃化促進 建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。 （１）都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。 （２）避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。 2 8－３ 非構造部材の脱落防止等の落下対策	については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画※¹により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。 また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。 さらに、防災性の向上に係る一定の基準を満たす災害に強い良質な民間マンションの誘導を図る※³。 ※１ 「大阪市耐震改修促進計画」 南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和７年までに民間住宅の耐震化率を95％及び多数の者が利用する民間建築物※²で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。 ※2 「多数の者が利用する民間建築物」 耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。 ※3 大阪市防災力強化マンション認定制度 2 8－１ 耐震化の促進に向けた取り組み 都市整備局は、建築物の耐震化に向けた支援として以下の取り組みを進める。ただし、（３）については、経済戦略局において、取り組みを進める。 （１）木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施により、耐震化を促進。 （２）木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。 （３）中小企業向け各種制度融資の活用。 （４）耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。 ※「要緊急安全確認大規模建築物」 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。 （５）耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物※）について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。 ※「要安全確認計画記載建築物」 大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線（大阪市内9路線 約48km）の沿道にある建築物。昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。 2 8－２ 建築物の不燃化促進 建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。 （１）都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。 （２）避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。 2 8－３ 非構造部材の脱落防止等の落下対策

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。	天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。
2 8－4 長周期地震動対策等	2 8－4 長周期地震動対策等
長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。	長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。
第 8 章 協働・協力体制	第 8 章 協働・協力体制
第 2 9 節 応援要請	第 2 9 節 応援要請
大規模災害発生時に、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の応急措置や災害応急・復旧活動が実施できない場合に備えて、災害対策基本法等や各種協定に基づく、関係機関、団体に対しての応援を要請した場合に必要な事項※について、あらかじめ定めておくことが必要である。 また、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うことも想定した準備が必要である。 なお、要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動することになる。 ※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。 ア 災害の状況及び応援を求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を希望する人員、物資等 エ 応援を必要とする場所、期間 オ 応援を必要とする活動内容 カ その他必要な事項	大規模災害発生時に、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の応急措置や災害応急・復旧活動が実施できない場合に備えて、災害対策基本法等や各種協定に基づく、関係機関、団体に対しての応援を要請した場合に必要な事項※について、あらかじめ定めておくことが必要である。 また、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うことも想定した準備が必要である。 なお、要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動することになる。 ※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。 ア 災害の状況及び応援を求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を希望する人員、物資等 エ 応援を必要とする場所、期間 オ 応援を必要とする活動内容 カ その他必要な事項
図 法律又は協定に基づく応援協力の要請系統 （注） —— 全般的な相互応援協力 —— 応急措置実施の応援要求 - - - 職員の派遣 - - - - 防災会議所掌事務遂行のための協力要請等 自治法＝地方自治法 法＝災害対策基本法、 協定＝21 大都市災害時相互応援に関する協定等、組織法＝消防組織法	図 法律又は協定に基づく応援協力の要請系統 （注） —— 全般的な相互応援協力 —— 応急措置実施の応援要求 - - - 職員の派遣 - - - - 防災会議所掌事務遂行のための協力要請等 自治法＝地方自治法 法＝災害対策基本法、 協定＝21 大都市災害時相互応援に関する協定等、組織法＝消防組織法
2 9－1 行政機関との相互応援協力	2 9－1 行政機関との相互応援協力
（ 1 ） 応援要請・応援協力	（ 1 ） 応援要請・応援協力

旧（令和4年4月）

法令等により行政機関が相互に応援協力するするために、市本部長が行う要請については以下のとおりである。また各部門について担当する部局の長が法令や協定等により要請する場合もある（協定等一覧は、資料編参照）。

いずれも実際に要請する際の方法については、あらかじめ確認しておく。

表 市本部長が行う要請

要請者	相手先	要請内容
市本部長 担当： 危機管理部	府知事	応援要請又は応急措置要請（基本法第68条）
		緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）
		自衛隊の災害派遣要請（基本法第68条の2）
	他の市町村長	応援要請（基本法第67条第1項）
	指定地方行政機関の長 指定公共機関	職員の派遣要請 ^{（注）} （法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）
	関西広域連合	応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）
	総務省	応急対策職員派遣制度による対口支援※

※「対口支援」

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

（注）危機管理部と各部が連携して行う

表 国等による主な支援※

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検 索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）	・急性期（概ね4～8時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する

新（修正素案）

法令等により行政機関が相互に応援協力するするために、市本部長が行う要請については以下のとおりである。また各部門について担当する部局の長が法令や協定等により要請する場合もある（協定等一覧は、資料編参照）。

いずれも実際に要請する際の方法については、あらかじめ確認しておく。

表 市本部長が行う要請

要請者	相手先	要請内容
市本部長 担当： 危機管理部	府知事	応援要請又は応急措置要請（基本法第68条）
		緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）
		自衛隊の災害派遣要請（基本法第68条の2）
	他の市町村長	応援要請（基本法第67条第1項）
	指定地方行政機関の長 指定公共機関	職員の派遣要請 ^{（注）} （法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）
	関西広域連合	応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）
	総務省	応急対策職員派遣制度による対口支援※

※「対口支援」

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

（注）危機管理部と各部が連携して行う

表 国等による主な支援※

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検 索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）	・急性期（概ね4～8時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する